

短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)									介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	サービス合計×1.055 (地域区分調整)					
要介護1	596	4	13	12	18				764	第1段階	320	300	110	730
										第2段階	420	600		1,894
										第3段階①	820	1,000		2,694
										第3段階②	820	1,300		2,994
										第4段階	1,171	1,800		3,845
要介護2	665	4	13	12	18				846	第1段階	320	300	110	730
										第2段階	420	600		1,976
										第3段階①	820	1,000		2,776
										第3段階②	820	1,300		3,076
										第4段階	1,171	1,800		3,927
要介護3	737	4	13	12	18	所定単位数 × 加算率 8.3%	所定単位数 × 加算率 2.7%	所定単位数 × 加算率 1.6%	932	第1段階	320	300	110	730
										第2段階	420	600		2,062
										第3段階①	820	1,000		2,862
										第3段階②	820	1,300		3,162
										第4段階	1,171	1,800		4,013
要介護4	806	4	13	12	18				1,014	第1段階	320	300	110	730
										第2段階	420	600		2,144
										第3段階①	820	1,000		2,944
										第3段階②	820	1,300		3,244
										第4段階	1,171	1,800		4,095
要介護5	874	4	13	12	18				1,094	第1段階	320	300	110	730
										第2段階	420	600		2,224
										第3段階①	820	1,000		3,024
										第3段階②	820	1,300		3,324
										第4段階	1,171	1,800		4,175

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.7% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)、医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)									介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	サービス合計×1.055 (地域区分調整)					
要介護1	596	4	13	12	18				1,528	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		4,609
要介護2	665	4	13	12	18				1,692	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		4,773
要介護3	737	4	13	12	18	所定単位数 ×	所定単位数 ×	所定単位数 ×	1,863	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		4,944
要介護4	806	4	13	12	18				2,027	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		5,108
要介護5	874	4	13	12	18				2,188	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		5,269

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.7% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)、医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)									介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	サービス合計×1.055 (地域区分調整)					
要介護1	596	4	13	12	18				2,292	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		5,373
要介護2	665	4	13	12	18				2,538	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		5,619
要介護3	737	4	13	12	18	所定単位数 ×	所定単位数 ×	所定単位数 ×	2,794	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		5,875
要介護4	806	4	13	12	18				3,040	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		6,121
要介護5	874	4	13	12	18				3,282	第1段階	0	0	110	0
										第2段階	0	0		0
										第3段階①	0	0		0
										第3段階②	0	0		0
										第4段階	1,171	1,800		6,363

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.7% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)、医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。